

# 技術者等の適正配置について

平成 19 年 12 月 20 日改正にあわせて修正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 22 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 27 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
 平成 28 年 6 月 1 日一部改正  
 平成 29 年 4 月 20 日一部改正  
 平成 30 年 9 月 18 日一部改正  
 令和元年 11 月 22 日一部改正  
 令和 2 年 1 月 27 日一部改正  
 令和 2 年 7 月 22 日一部改正  
 令和 4 年 4 月 1 日一部改正  
 令和 5 年 1 月 1 日一部改正  
 令和 5 年 4 月 1 日一部改正  
 令和 6 年 4 月 1 日一部改正  
 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

## 1 技術者等の種類

### (1) 技術者の工事現場への専任配置が求められる工事における特例

専任特例	建設業法第 26 条第 3 項ただし書による場合であり、専任特例 1 号及び専任特例 2 号を総称したもの
専任特例 1 号	建設業法第 26 条第 3 項第 1 号による場合（条件は 2（2）ウのとおり）
専任特例 2 号	建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による場合（条件は 2（2）エのとおり）

### (2) 営業所に配置が求められる技術者等

営業所技術者等 （営業所技術者 又は特定営業所 技術者をいう。）	許可業者が建設業を営むそれぞれの営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICT の活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められる。 ⇒原則的に現場配置は不可（特例は別表参照）
経營業務の 管理責任者	許可業者が建設業を営む本店等に常勤（テレワークを行う場合を含む。）が求められる。 ⇒原則的に現場配置は不可（特例は別表参照）

(3) 工事現場に配置が求められる技術者等

監理技術者	特定建設業許可を有する元請業者が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）を下請負契約（全ての下請負契約の合計額）して施工する工事は監理技術者を配置しなければならない。
主任技術者	監理技術者を配置する場合を除き、全ての工事について、許可業者は元請・下請、請負代金額の多寡を問わず配置しなければならない。
現場代理人	全ての工事に配置しなければならない。

(4) 設計金額により、工事の種類を次のとおりとする。

1号工事	請負対象設計金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上） ただし、入札の結果、請負代金額4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）となった場合は、開札以降は2号工事として扱う。
2号工事	請負対象設計金額（税込）が200万円超4,500万円未満（建築一式工事は200万円超9,000万円未満）

2 技術者の専任性等について

(1) 監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任配置が求められる工事

請負代金額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事を施工する場合。

(2) 監理技術者又は主任技術者の工事現場の兼務配置が認められる工事

ア (1)の工事のうち、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用可能な工事であり、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。

ただし、監理技術者を配置する工事の場合は、対象外とする。また、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一円」とする工事）は除く。

- ① 兼務する工事が公共工事であること。
- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（※1）があり、相互の間隔が直線距離で10km以内であること（距離の算定は、最も近接する施工箇所を距離算定の基礎とすることができるものとする。）。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。）をいう。

イ 請負代金額4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の場合は、兼務の制限はないものとする。ただし、1件でも請負代金額4,500万円以上（建築一式9,000万円以上）の工事に従事した場合は、2(2)アの要件を満たす必要がある。

ウ 専任特例1号の場合には、主任技術者又は監理技術者は、(1)の工事を兼務できることとされており、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

④ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、建設業法第7条第2号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

⑤ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

(イ) 当該建設業者の名称及び所在地

(ロ) 主任技術者又は監理技術者の氏名

(ハ) 主任技術者又は監理技術者の1日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(ニ) 各建設工事に係る次の事項

イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

ロ) 当該建設工事の内容（建設業法別表1上段の建設工事の種類）

ハ) 当該建設工事の請負代金の額

ニ) 工事現場間の移動時間

ホ) 下請次数

ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

⑦ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

⑧ 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、②～⑦の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

エ 専任特例2号の場合には、次の要件を全て満たさなければならない。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、**専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者及び現場代理人は対象とならない。**

① 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。

② 監理技術者補佐は次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2)に限る。

1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）

2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

③ 監理技術者補佐は、入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④ 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

⑤ 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東広島市内の工事であること。

⑥ 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

⑦ 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑨ 発注者が兼務について承認していること。

⑩ 本市発注工事にあっては、総合評価落札方式による工事、低入札価格調査制度適用工事又は共同企業体（復旧・復興建設工事共同企業体を含む）対象工事に該当しないこと。

オ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

カ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者（監理技術者）が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者（監理技術者）が当該複数工事全体を管理することができるものとする。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないものとする。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者（監理技術者）はこれらの工事現場に専任の者でなければならないものとする。（専任特例の場合を除く。）

(3) 現場代理人の専任性・常駐等について

ア 現場代理人は、営業所技術者等又は経営管理責任者と兼務することはできない。

イ 現場代理人は、その者が担当する工事現場の監理技術者（専任特例の場合の監理技術者を除く）又は主任技術者と兼務が可能である。

ウ 現場代理人は、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一円」とする工事）は除く。

- ① 兼務する工事の請負代金額が全て4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満であること。
- ② 兼務する工事が東広島市・広島県水道広域連合企業団・広島県のいずれかの発注であること。
- ③ 兼務する工事件数が、本件工事を含め5件以内であること。（災害復旧工事は、工事件数に含めない。）
- ④ 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内であること（距離の算定は、最も近接する施工箇所を距離算定の基礎とすることができるものとする。）。
- ⑤ 兼務する工事が広島県水道広域連合企業団又は広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ⑥ 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、この規定は、現場代理人同士の兼務に限らず、他の公共工事の現場における現場代理人と主任技術者との兼務についても適用する。

エ 2(2)アに掲げる条件をいずれも満たすときは、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。なお、この規定は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人との兼務についても適用する。

オ 2(2)ウに掲げる条件をいずれも満たすときは、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。なお、この規定は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人との兼務についても適用する。

**ただし、監理技術者を配置する工事の場合は、対象外とする。**

カ 次の①、②又は③のいずれかの場合で、当該業者から現場代理人の兼務をさせたい旨の申請があつた場合には、複数の工事を同一現場として配置を認める。

なお、1件でも①、②又は③以外の工事を現場代理人、主任技術者又は監理技術者として担当している場合には認めない。

- ① 附帯随契で契約する工事
- ② 請負代金額500万円未満の維持修繕・災害復旧工事（同一町内に限る）
- ③ 2(2)カに該当する工事

(4) 技術者（監理技術者（工期の途中から配置される専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐を除く）、主任技術者、現場代理人）の配置期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、契約締結後14日以内に「現場代理人及び主任技術者等指名届」（以下「指名届」という。）を提出しなければならない。また、指名届により配置された技術者を、原則契約工期末まで配置しなければならない。ただし、工期の終期が到来する前にその完了検査が終了した場合の配置期間は、検査確認通知書の交付された日までとする。

3 技術者と所属建設業者の雇用関係

(1) 監理技術者及び主任技術者は、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係でなければならない。

○直接的な雇用関係

その所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することを

いう。(一般的に在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用関係にあるとはいえない。)

#### ○恒常的な雇用関係

監理技術者及び主任技術者は、開札日前(随意契約にあつては見積書提出日前)までに連続して3か月以上の雇用関係にあることが必要。

##### 【直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する書類の例】

- ①監理技術者資格者証(表・裏)(写し)及び監理技術者講習修了証(写し)
- ②住民税特別徴収税額通知書(写し)
- ③健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写し)
- ④所属会社の雇用証明書(写し)又はこれらに準ずる資料

#### (2) 現場代理人の雇用関係について

現場代理人に対して雇用関係は問わないが、一括下請負禁止の徹底等を図るため、雇用関係を証明する書類又は出向契約書等により所属会社を確認できる資料の提出を必要とする。

#### 4 技術者(監理技術者、主任技術者、現場代理人)の配置と途中交代の可否

一般競争入札の1号工事及び総合評価落札方式の工事においては、入札において審査を受けた配置予定技術者(監理技術者、主任技術者)を契約後に配置しなければならない。(「5 配置予定技術者の専任要件の審査等」参照)

一般競争入札の2号工事においては入札公告に記載した資格・経験を有する技術者(監理技術者、主任技術者)を、契約後に配置しなければならない。

指名競争入札・随意契約においては、建設業法で定める資格・経験を有する技術者(監理技術者、主任技術者)を、契約後に配置しなければならない。(入札条件に指定する場合はそれも満たすこと。)

一般競争入札、指名競争入札、随意契約にかかわらず、契約後に配置した技術者(監理技術者、主任技術者、現場代理人)の工期途中の交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、原則認めない。

ただし、技術者(監理技術者、主任技術者、現場代理人)の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合においては、当該工事における入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限な範囲で、これを認めることができる。その場合であっても、交代前の技術者と同等(資格・経験等)の者としなければならない。(監督職員と要相談のこと。)

#### 5 配置予定技術者の専任要件の審査等

一般競争入札の1号工事及び総合評価落札方式の資格要件確認資料等に添付する技術者の資格・工事経験調査の記載内容の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 専任を要件とする配置予定技術者は、開札日の前日時点で他の工事に従事していることがなく、契約日時点で当該案件に専任で配置できるものでなければならない。

(2) 「開札日の前日時点で他の工事に従事していることがない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

○ 開札日以降に工期の終期が到来する工事に従事していないこと。

○ 開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、次のア又はイに該当する場合

ア その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合

イ 本件工事が、専任特例又は建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、それぞれの工事(本件工事を含む。)の発注者から兼務の承認を得られることが見込まれる場合(※2)

※2 落札候補者となった者は、事後審査における資格要件確認書類として兼務申請書を提出すること。通常の後審査に加え、兼務の申請要件に該当すると認められる場合に限り落札決定を行う。なお、兼務の承認手続きは、契約後に発注担当課が行う。兼務の申請要件に該当していたものの発注者側に正当な理由があり、兼務申請が非承認となった場合には、配置予定技術者

の変更を認めるものとする。

- (3) 配置予定技術者の変更等は認めないものとする。
- (4) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合には、契約を締結後契約解除し建設業者等指名除外基準要綱に基づく指名除外を措置することがある。
- (5) 契約後、工事の施工にあたって、配置予定技術者とした者を必ず配置させなければならない。変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- (6) 契約後における監理技術者から専任特例2号の場合の監理技術者への変更により、工事現場ごとに監理技術者補佐を配置する場合にあっては、配置予定の監理技術者補佐は、開始日（担任する工事の専任特例2号の場合の監理技術者が工事の兼務を開始する日をいう。以下この号において同じ。）の前日時点において他の工事に従事していることがなく、開始日時点で当該案件に専任で配置できるものでなければならない。

なお、「開始日の前日時点で他の工事に従事していることがない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 開始日以降に工期の終期が到来する工事に従事していないこと。
  - 開始日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、開始日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できること。
- (7) 本件工事が、別表（注8）が適用される工事にあつては、落札候補者となった者は、事後審査における資格要件確認書類として「人員の配置を示す計画書」を提出すること。なお、当該書類は契約後、発注担当課に「現場代理人及び主任技術者等指名届」を提出する際に一緒に提出すること。

東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

現在の職種 / 新たな職種	主任技術者・監理技術者		現場代理人
	現場専任		
	請負代金額4,500万円以上（建築一式9,000万円以上）		
	監理技術者	主任技術者	
		現場専任を要しない	請負代金額4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）

対照方向

Aさん	営業所技術者等又は経営業務の管理責任者	※原則不可 （注8）専任工事における営業所技術者等及び経営業務の管理責任者の兼務要件	※原則不可 （注9）非専任工事における営業所技術者等又は経営業務の管理責任者の兼務要件	×
Bさん	専任の主任技術者	※原則不可 （注5）兼務の特例 （注6-第1項）専任特例1号	※原則不可 （注2）兼務要件 （注4）災害特例の廃止 （注5）兼務の特例 （注6-第1項）専任特例1号	当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例 （注2）兼務要件 （注4）災害特例の廃止 （注6-第2項）専任特例1号
Cさん	専任の監理技術者	※原則不可 （注5）兼務の特例 （注6-第1項）専任特例1号 （注7）専任特例2号	※原則不可 （注5）兼務の特例 （注6-第1項）専任特例1号	当該担任工事のみ可能 ただし、専任特例の監理技術者は不可 （注1-第4項）兼務の特例
Dさん	監理技術者補佐		×	当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例
Eさん	専任を要しない主任技術者（監理技術者）	※原則不可 （注5）兼務の特例 （注6-第1項）専任特例1号	※原則不可 （注2）兼務要件 （注4）災害特例の廃止 （注5）兼務要件 （注6-第1項）専任特例1号	原則当該担任工事のみ可能 （注1）兼務要件 （注2）兼務要件 （注4）災害特例の廃止 （注6-第2項）専任特例1号
Fさん	現場代理人	当該担任工事のみ可能 ただし、専任特例の監理技術者は不可 （注1-第4項）兼務の特例	当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例 （注2）兼務要件 （注4）災害特例の廃止 （注6-第2項）専任特例1号	原則当該担任工事のみ可能 （注1）兼務要件 （注2）兼務要件 （注5）災害特例の廃止 （注6-第2項）専任特例1号

(注1)

現場代理人の兼務要件

1. 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇―円」とする工事）は除く。
  - ① 兼務する工事の請負代金額が全て4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満であること。
  - ② 兼務する工事が東広島市・広島県水道広域連合企業団・広島県のいずれかの発注であること。
  - ③ 兼務する工事件数が、本件工事を含め5件以内であること（災害復旧工事は、工事件数に含めない。）。
  - ④ 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内（注10）であること。
  - ⑤ 兼務する工事が広島県水道広域連合企業団又は広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
  - ⑥ 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。なお、この（注1）第1項の規定は、現場代理人同士の兼務に限らず、他の公共工事の現場における現場代理人と主任技術者との兼務についても適用する。
2. 本工事の付帯工事の特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が付帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
3. 請負代金額500万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500万円以上（建築一式工事も同様）の工事を1つでも担任（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）している場合は適用しない。
4. 2（2）カに該当し、複数の工事を一の工事とみなす場合は、これら複数工事に同一の現場代理人を配置することができる。ただし、これら複数の工事以外の工事を1つでも担任（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）している場合は適用しない。

(注2)

現場代理人及び主任技術者の兼務要件

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用可能な工事であり、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている主任技術者又は現場代理人との兼務を発注者に申請することができる。ただし、**監理技術者を配置する工事の場合は、対象外とする**。また、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇―円」とする工事）は除く。申請手続については、入札公告等で確認すること。なお、この規定は、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている主任技術者又は現場代理人との兼務についても適用する。

- ① 兼務する工事が公共工事であること。
- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注3）があり、相互の間隔が直線距離で10km以内（注10）であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(注3)

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

※密接な関係のある工事の範囲

- ①「工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」
  - ア 同一箇所における道路改良工事と上下水道工事
  - イ 同一箇所における建築工事と解体工事
  - ウ 連続する河川（本・支川）における工事
  - エ 同一区画整理地内での造成工事、道路改良工事、上下水道工事
  - オ 工区を分割した同一工種の工事（1工区、2工区）

※工種が同一である必要はない。

※発注者が同一である必要はない。

- ②「施工にあたり相互に調整を要する工事」
  - ア 資材の相当部分の調達を一括で行う工事
  - イ 工事の相当部分を同一の下請業者で施工する工事
  - ウ 工事間で土砂等を流用する工事
  - エ 工事用道路を共用する工事
  - オ 同時に複数箇所で行う交通規制を行う工事

※「相当部分」とは、金額又は量の50%以上とする。

(注4)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例の廃止

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例（以下「災害特例」という。）の廃止については、令和7年4月1日以降、全ての工事に適用する（従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告、指名又は見積依頼した工事を含む。入札手続き中の工事は、契約後から適用する。）。

ただし、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完了し（「工事が完了」とは、その完了検査が終了し、検査確認通知書が交付されたことをいう。）、主任技術者又は現場代理人の兼務要件の範囲内になるまでの間は、この取扱いを適用しない（この取扱いの範囲内になるまでの間、兼務中以外の工事の主任技術者又は現場代理人として配置することはできないため注意すること。）。

(注5)

同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者（監理技術者）が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者（監理技術者）が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者（監理技術者）はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（専任特例の場合を除く。）

(注6)

専任特例1号の要件

1. 専任特例1号の場合には、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、具体的な要件等は2(2)ウを全て満たさなければならない。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。
2. 専任特例1号の場合には、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人又は主任技術者との兼務をできることとされており、具体的な要件等は2(2)ウを全て満たさなければならない。なお、この規定は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人との兼務についても適用する。

ただし、監理技術者を配置する工事の場合は、対象外とする。

(注7)

専任特例2号の要件

専任特例2号の場合には、監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、具体的な要件等は2(2)エを全て満たさなければならない。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。なお、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者及び現場代理人は対象とならない。

(注8)

主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事における営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の兼務要件

以下の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者又は経營業務の管理責任者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ①営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が置かれている営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所であること）において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②兼務する工事件数が1件以内であること。
- ③2(2)ウ①～⑦を満たしていること。なお、2(2)ウ②について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場から営業所」と読み替え、2(2)ウ⑥(ロ)については所属する営業所の名称を加え、2(2)ウ⑥(ニ)イ)については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。
- ④営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(注9)

主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事における営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の兼務要件

以下の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者又は経營業務の管理責任者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ①営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が置かれている営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所であること）において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②当該営業所及び施工場所が東広島市内であること
- ③当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(注10)

距離の算定は、最も近接する施工箇所を距離算定の基礎とすることができるものとする。